

磐梯朝日国立公園における景観規制

星優太（福島大学・共生システム理工学研究科）
 ・川崎興太（福島大学・共生システム理工学類）

要 旨

本稿は、磐梯朝日国立公園の景観規制と周辺地域の景観規制の現状を把握するために、磐梯朝日国立公園の管理計画に基づく景観規制とともに、福島県の景観計画において定められている磐梯山・猪苗代湖周辺景観形成重点地域の景観規制について整理するものである。磐梯朝日国立公園の管理計画においては、風致景観の管理に関する許可、届出等取扱方針として、工作物、木材の伐採、広告物等の掲出、設置及び表示などの景観規制が定められているとともに、公園事業取扱方針として、道路、園地、宿舎などの景観規制が定められている。福島県の景観計画では、磐梯山・猪苗代湖周辺を景観形成重点地域に位置づけ、届出対象行為等について景観形成基準に適合するものとして、きめ細かい景観形成施策を重点的に推進するものとされている。

I. 本稿の目的

本稿は、磐梯朝日国立公園の景観規制と周辺地域の景観規制の現状を把握するために、磐梯朝日国立公園の管理計画に基づく景観規制とともに（図 1）、福島県の景観計画において定められている磐梯山・猪苗代湖周辺景観形成重点地域の景観規制について整理するものである。

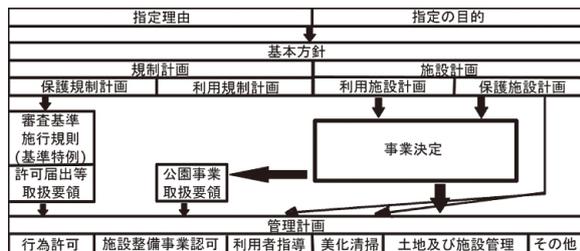


図 1 管理計画の位置づけ

II. 管理計画に基づく景観規制

1. 許可、届出等取扱方針の概要

表 1 と表 2 は、風致景観の管理に関する許可、届出等取扱方針を整理したものである。工作物（建築物、栈橋、車道、電柱・鉄塔・アンテナ、砂防等の施設、自動販売機）、木材の伐採、広告物等の掲出、設置及び表示などについて定められている。

表 3 は、管理計画区とそれに関わる関係自治体

である。管理計画では、利用者の指導等に関する事項で環境省、県、市町村等が一体となって自然に親しむ運動や利用者の指導を展開するものとしている。

表 4 は、これらの風致景観の管理に関する許可、届出等取扱方針のうち、色彩に関して整理したものである。基本的に、素材については木材や石材等の自然素材を用いることとしているが、自然素材以外のものを使用する場合は、焦げ茶色や黒色などを用いることとして、自然景観に配慮し、調和のとれた景観形成を図っている。

表 3 管理計画区と関係自治体

地域名	管理計画名	関係自治体
出羽三山・朝日地域	出羽三山管理計画区	山形県【西村山郡西川村、最上郡大蔵村、東田川郡立川町、羽黒町、櫛引町、朝日村】
	朝日管理計画区	山形県【西村山郡西川村、朝日町、大江町、西置賜郡小国町、東田川郡朝日村】 新潟県【岩船郡朝日村】
飯豊地域	飯豊管理計画区	西村山郡西川町、最上郡大蔵村、東田川郡立川町、羽黒町、櫛引町、朝日村
磐梯吾妻・猪苗代地域	磐梯管理計画区	福島県【喜多方市、猪苗代町、磐梯町、北塩原村】
	吾妻管理計画区	山形県【米沢市】
	猪苗代管理計画区	福島県【福島市、二本松市、郡山市、猪苗代町、北塩原村、大玉村】 福島県【会津若松市、郡山市、猪苗代町】

表 4 色彩に関する基準

行為の種類	項目	色彩の色	備考
建築物	屋根	黒、焦げ茶	銅板、黒灰色の和瓦、藁等を用いる場合はこの限りではない。
	壁面	クリーム系色、ベージュ系色、茶系色、白色又は灰色	木材、石材等の自然素材を用いた重厚味ある落ち着いたもの。
車道	交通安全標等	焦げ茶色、亜鉛メッキ	
	附帯施設(屋根)	黒、焦げ茶	銅板、黒灰色の和瓦、藁等を用いる場合はこの限りではない。
	附帯施設(壁面)	クリーム系色、ベージュ系色、茶系色、白色又は灰色	木材、石材等の自然素材を用いた重厚味ある落ち着いたもの。
電柱・鉄塔・アンテナ	電柱	焦げ茶色、灰色	木柱以外の使用の場合。
	電柱(樹林内)	焦げ茶色	
	鉄柱、アンテナ	焦げ茶色、灰色	
広告物の掲出、設置及び表示	広告物	焦げ茶色(焼版仕上げ可.)	木材、石材等の自然素材の場合はこの限りではない。
	広告物(文字)	白色、黒色	

表1 風致景観の管理に関する許可、届出等取扱方針の概要

行為の種類	項目	取扱方針
建築物	①基本方針	建築物が風致景観を損なうことなく、自然に溶け込み、自然公園としての風格を備えたものとなるよう留意するものとする。
	②基本方針	湖水浴用仮工作物の設置期間は、湖岸線の風致の維持を図るため、夏の最盛期中(7月~8月)に限るものとし、終了後は速やかに撤去するものとする。
	規模	設置目的の範囲で必要最小限の規模とする。
	位置	壁面は主要利用道路からは極力後退させるものとする。 *1
	デザイン、色彩、材料	屋根は切妻、寄棟又は入母屋等の勾配屋根であること。勾配は10分の2以上であること。色彩は黒または焦げ茶色であること。(ただし、銅板、黒灰色の和瓦、藁等を用いる場合、又は増改築であって既存部分と同色にする場合にはこの限りではない。)壁面は木材、石材等の天然材料を用いた重厚味のある落ち着いたものであること。また、天然材料以外の材料を用いる場合の色彩は、クリーム系色、ベージュ系色、茶系色又は灰色であること。(特殊な要件を除く。)
	修景緑化方法	支障木の伐採は必要最小限とし、建築物から道路側の緑地は極力残すものとする。また、工事により裸地化した場所、建築物の周囲等については、当該地域に生息する植物と同種の植物により、修景のための緑化を行うものとする。
	その他	公園事業以外の野営施設については、建築物、テントサイト等を一体的に把握する必要があることから公園事業取扱方針の野営場の取扱方針と同様とする。
		敷地境界等に設けられる堀等の遮断物は、原則として設けないものとし、やむを得ず設けなければならない場合には生垣等、風致に配慮した方法を用いるものとする。ただし、ガソリンスタンド等他法令により塀を設けなければならない場合又は安全上遮断物を設けることが必要な場合には、建築物の周囲に必要最小限の規模で設置できるものとするが、その場合の色彩は建築物のデザイン、色彩、材料の壁面に準じたものとする。
		安全性に配慮した上で、地形の改変が最少限となる線形とする。また、支障木の伐採は必要最小限とし、野生動物の活動を妨げないよう配慮された道路構造の採用、附帯歩道の規模を最小限とすること等、風致景観及び野生生物の保護に十分配慮するものとする。
		線形を地形に順応させる等により、法面の面積、高さ等を最小限とし、その法面は、当該地域に生息する植物と同種の植物により修景のための緑化を行うものとする。擁壁は、原則として木材、自然石又は自然石を模したブロック、緑化ブロック等の風致景観に配慮した工法を用いるものとする。やむを得ずコンクリート擁壁を使用する場合には、壁面を自然石に模した表面仕上げとするとともに、顔料を混入する等風致景観に配慮するものとする。モルタル吹き付けについては、上記の工法による施工が出来ない場合にのみ用いるものとし、顔料を混入する等により風致景観に配慮するものとする。
工作物	基本方針	公園計画に基づく公園事業として執行するよう指導する。また、既存の棧橋については、整理統合を行うよう指導するものとする。
	位置	湖水浴場として届出された区域から離れていること。事業者が常時管理できる場所であること。鳥類の生息に影響を及ぼさない場所であること。
	材料	木材を使用すること。
	その他	料金表、看板は1棧橋に1基とする。
	基本方針	安全性に配慮した上で、地形の改変が最少限となる線形とする。また、支障木の伐採は必要最小限とし、野生動物の活動を妨げないよう配慮された道路構造の採用、附帯歩道の規模を最小限とすること等、風致景観及び野生生物の保護に十分配慮するものとする。
	法面処理方法	線形を地形に順応させる等により、法面の面積、高さ等を最小限とし、その法面は、当該地域に生息する植物と同種の植物により修景のための緑化を行うものとする。擁壁は、原則として木材、自然石又は自然石を模したブロック、緑化ブロック等の風致景観に配慮した工法を用いるものとする。やむを得ずコンクリート擁壁を使用する場合には、壁面を自然石に模した表面仕上げとするとともに、顔料を混入する等風致景観に配慮するものとする。モルタル吹き付けについては、上記の工法による施工が出来ない場合にのみ用いるものとし、顔料を混入する等により風致景観に配慮するものとする。
	残土処理方法	残土は原則として公園区域外に搬出し、適切に処理するものとする。ただし、自然公園法の許可を受けて行われる工事へ流用する場合はこの限りでない、やむを得ず公園区域内で処理しなければならない場合は風致及び自然環境の保全上支障のない位置であること。土砂が流出或いは崩壊しないような措置が十分に講じられていること。処理跡地は、当該地域に生息する植物と同種の植物により修景のための緑化が行われるものであること。
	修景緑化方法	支障木で移植可能なものについては、極力移植するものとする。工事に伴い裸地化した場所は、当該地域に生息する植物と同種の植物により修景のための緑化を行うものとする。道路改良に伴い生じた廃道敷部分については、舗装を撤去し、必要に応じて客土の上、当該地域に生息する植物と同種の植物により修景のための緑化を行うものとする。
	附帯施設の取扱い(交通安全柵等)	規模は安全を確保する上で必要最小限の規模に留める。交通安全柵は、原則としてガードケーブル(ガードロープ)とし、ボールの色彩は焦げ茶又は亜鉛メッキ仕上げすること。スノージェット、ロックジェット、落石防護柵等の金属部分の色彩については、焦げ茶色又は亜鉛メッキ仕上げすること。
	附帯施設の取扱い(その他の附帯施設)	道路附帯の園地、休憩所、公衆便所、駐車場等の便設施設を設置する場合等についても、必要最小限の規模に留め、周辺の自然景観に調和したデザインとするものとする。建築物(展望施設等の特殊な形態のものは除く。)の新築、改築又は増築又は次の要件に適合したものとする。高さは13m以下とし、13mを超える既存建築物は、従前の高さを超えないこと。この場合の高さは、避雷針、煙突、アンテナを除いた建築物の地上部分の最後部と最低部の高さの差をいう。(以下、建築物の規模について同じ。)屋根の形状は切妻、寄棟又は入母屋等の勾配屋根であること。勾配は10分の2以上であること。色彩は黒色又は焦げ茶色であること。ただし、銅板、黒灰色の和瓦、藁等を用いる場合、又は増改築であって既存部分と同色にする場合にはこの限りではない。壁面は木材、石材等の天然材料を用いた重厚味のある落ち着いたものであること。また、天然材料以外の材料を用いる場合の色彩は、クリーム系色、ベージュ系色、茶系色又は灰色であること。駐車場は風致上支障が少ない範囲内において、利用台数に応じて必要最小限の規模を確保するものとする。
車道	基本方針	極力主要利用道路より離れた位置又は建築物の背後に設置するものとする。やむを得ず道路沿いに設置する場合には、主要展望方向の反対側に設置するものとする。なお、特別保護地区、第1種特別保護地区及びその他風致の保護を特に図るべき地域においては、電線等は地下埋設とし、既存の電線等は更新時に極力地下埋設とするよう努めるものとする。
	規模、構造、色彩等	高さ、本数とも必要最小限とする。なお、電柱として本柱以外を使用する場合は、焦げ茶(マンセル値9YR2.7/1.8を標準とする。)又は灰色とする。樹林内に設置するものについては、焦げ茶色とする。また、鉄塔及びアンテナは、焦げ茶色又は灰色とする。
	その他	電力柱と電柱が並行する場合の電線は、共架とする。広告及び看板類は、掲出しないものとする。
	砂防等の施設	特別保護地区、第1種特別地域、利用上重要な地域及び野生生物の保護上重要な地域については、極力設置しないものとする。やむを得ず設置する場合には、木材、自然石による化粧張り又はそれらを模したブロック等の使用、魚道の設置等、風致景観及び野生生物の保護に必要な措置を行うものとする。
電柱・鉄塔・アンテナ	基本方針等	自動販売機は、建築物に併設するものとし、道路脇に単独で設置しないものとする。
	設置場所、色彩等	設置場所は軒下にかつ、建築物壁面と同一面に納まるよう設置すること。また、壁面と同一面に納めることが不可能な場合には、木材等の化粧板で覆う等修景を行うこと。自動販売機の色彩は、建築物と調和のとれたものとする。空き缶等の回収が適正に行われること。
	その他	国有林及び民有林の施業については、「自然公園区域内における森林の施業について」(昭和34年11月9日付け環自企第516号自然保護局長通知)を基本とし、地域の風致に配慮するものとする。
	自動販売機	野生動物植物の生息・生育環境の保全及び主要利用道路沿道等における風致景観の維持に特に配慮するものとする。
木材の伐採	基本方針	高標広告及び営業地以外での社名広告(いわゆる野立広告)は設置しないものとする。スポンサー名付きの店名表示は、行わないものとする。駐車場、広場、道路等に設ける案内標識は、その利用上及び管理上支障のない位置に必要最小限の数を設置するものとする。同一地点に複数の広告物等を設置する場合には、極力統合を図るものとする。同一地区内に設置される広告物等については、地区の協力のもと極力基本的デザインの統一を図るものとする。
	基本方針	基本的デザインは、「自然公園等事業に係る公共標識の整備方針」(平成9年2月26日付け環自施第30号施設整備課局長通知)を参考にするものとする。
	設置場所、色彩等	主要展望方向を避け、かつ、風致上支障のない箇所を選定するものとする。建築物の壁面に掲出する場合は、極力建築物下部に設置するものとする。
	規模、材料、色彩、照明等	規模は極力抑えたものとする。材料は極力、木材、石材等の天然材料とすること。色彩は原則として焦げ茶色(焼飯仕上げ可。)と(木材、石材等の天然材料の場合はこの限りではない。)、文字は、白色又は黒色とすること。照明は白色系とし、動光又は点滅を伴わないスポットライト等を使用した外部からの照明とすること。
広告物等の掲出、設置及び表示 *2	その他	設置された標識類が汚損した場合は、設置者は速やかに撤去、補修等の維持管理に努めるものとする。
	①基本方針	自然の重要な構成要素である植物及び動物の適切な保護及び管理が行われるよう、植物の採取又は損傷及び動物の捕獲若しくは殺傷又は動物の卵の採取若しくは損傷については、私的及び趣味的な採取、捕獲等を規制するものとする。
	②基本方針	植物の採取又は損傷、動物の捕獲、殺傷又は損傷については、「日捕獲等光園立公園並びに磐梯朝日園立公園における植物の採取及び動物の捕獲等に関する取扱方針」(昭和59年10月25日環自第187号)によるものとする。
	行為の目的、行為者の資格等	行為の目的について、学問又は研究上の目的で行われるもので、調査又は研究の成果が学会等で公表されることになっているもの、採取及び捕獲により得られた標本類のうち特に貴重なものは公的機関等で保管されることになっているもの、過去の調査、研究、文献、資料等によっては知り得ない事実を明らかにするものとする。行為者の資格について、研究等の目的の場合は原則として、大学若しくは公的研究機関(以下、「研究機関等」という。)に所属する者又は公的研究機関から依頼を受けた者とし、その機関の活動として行われる場合に限るものとする。ただし、申請に係る分野においては、学問上評価される研究調査の経歴及び実績を持つ者や申請に係る分野に関する研究機関等から特に推薦を受けた者はこの限りでない。これまでに自然公園法に違反する等の自然公園の保護・管理上著しい支障となるような行為を行ったものではないこと。採取及び捕獲の対象及び方法について、採取及び捕獲により当該地域の生態系に著しい影響を及ぼすおそれのないものであること。行為目的を達成するために適当と認められる方法であり、かつ、必要最小限のものであること。自然保護及び公園利用に対して十分配慮されたものであること。なお、特別保護地区において、帰化植物を除去する等の保護管理行為として行われる植物の採取はこの限りではない。
植物の採取又は動物の捕獲等	基本方針	車馬若しくは動力船の使用又は航空機の着陸を行う際には、野生生物の保護及び公園利用者の安全に十分配慮するものとする。特に、ヘリコプターの乗り入れについては、「国立、国立公園におけるヘリコプターの乗り入れについて」(昭和59年3月26日付け環自保第109号自然保護局長通知)によるものとする。
	基本方針	車馬若しくは動力船の使用又は航空機の着陸を行う際には、野生生物の保護及び公園利用者の安全に十分配慮するものとする。特に、ヘリコプターの乗り入れについては、「国立、国立公園におけるヘリコプターの乗り入れについて」(昭和59年3月26日付け環自保第109号自然保護局長通知)によるものとする。
車馬若しくは動力船の使用又は航空機の着陸	基本方針	車馬若しくは動力船の使用又は航空機の着陸を行う際には、野生生物の保護及び公園利用者の安全に十分配慮するものとする。特に、ヘリコプターの乗り入れについては、「国立、国立公園におけるヘリコプターの乗り入れについて」(昭和59年3月26日付け環自保第109号自然保護局長通知)によるものとする。
	基本方針	車馬若しくは動力船の使用又は航空機の着陸を行う際には、野生生物の保護及び公園利用者の安全に十分配慮するものとする。特に、ヘリコプターの乗り入れについては、「国立、国立公園におけるヘリコプターの乗り入れについて」(昭和59年3月26日付け環自保第109号自然保護局長通知)によるものとする。

*1 磐梯管理計画区では、松原湖及び小野川については湖岸線の風致維持を図るため、壁面は汀線より30m以上離すものとする。

*2 吾妻管理計画区では、土湯温泉、岳温泉、中ノ沢温泉及び沼尻温泉の各集落地区内については、適用しないとしている。

表2 管理計画区ごとの風致景観の管理に関する許可、届出等取扱方針で定められている項目

行為の種類	項目	出羽三山・朝日地域						磐梯朝日国立公園					
		出羽三山 管理計画	朝日 管理計画	飯豊 管理計画	磐梯 管理計画	吾妻 管理計画	猪苗代 管理計画	出羽三山 管理計画	朝日 管理計画	飯豊 管理計画	磐梯 管理計画	吾妻 管理計画	猪苗代 管理計画
建築物	①基本方針	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	②基本方針	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	規模	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	位置	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	デザイン、 色彩、材料 修景緑化方法	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	その他	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
工作物	基本方針	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	位置	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	材料	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	その他	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	基本方針	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	法面処理方法	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
車道	残土処理方法	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	修景緑化方法	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	付帯施設の 取扱い (交通安全 柵等)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	付帯施設の 取扱い (その他の 付帯施設)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	電柱・鉄 塔 アンテナ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	自動販売 機	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

表5 風致景観の管理に関する公園事業取扱方針の概要

事業の種類	項目	取扱方針
道路 (車道)	基本方針	風致景観及び自然環境の保全に十分に配慮し、特に山岳地域においては大幅な地形の改変を生じないよう配慮するものとする。快適な公園利用を図るために車道からの眺望に留意したルート選定を行うとともに交通の安全に配慮した整備をするものとする。工事に伴う支障木の伐採は必要最小限にするとともに、修景を行う等必要な措置をとるとともに、野生動物の活動を妨げないよう配慮された道路構造とする等野生動物の保護に十分配慮するものとする。歩行者利用者の多い区間については、風致景観及び自然環境の保全上支障を与えない範囲内において、通景線の確保を図るものとする。
	法面処理方法	線形地形に順応させる等により、法面の面積、高さ等を最小限とし、当該地域に生息する植物と同種の植物により修景のための緑化を行うものとする。擁壁は、原則として木材、自然石又は自然石を模したブロック、緑化ブロック等の風致景観に配慮した工法を用いるものとする。やむを得ずコンクリート擁壁を使用する場合には、壁面を自然石に模した表面仕上げとするとともに、顔料を混入する等風致景観に配慮するものとする。モルタル吹き付けについては、上記の工法による施工が出来ない場合にのみ用いるものとし、顔料を混入する等により風致景観に配慮するものとする。
	残土処理方法	残土は原則として公園区域外に搬出し、適切に処理するものとする。ただし、自然公園法の許可を受けて行われる工事へ流用する場合はこの限りでない。やむを得ず公園区域内で処理しなければならない場合は風致及び自然環境の保全上支障のない位置であること、土砂が流出或いは崩壊しないよう十分な措置が十分に講じられること、処理跡地は、当該地域に生息する植物と同種の植物により修景のための緑化が行われるものであること。
	修景緑化方法	支障木で移植可能なものについては、極力移植するものとする。工事に伴い裸地化した場所は、当該地域に生息する植物と同種の植物により修景のための緑化を行うものとする。道路改良に伴い生じた廃道敷部分については、舗装を撤去し、必要に応じて客土の上、当該地域に生息する植物と同種の植物により修景のための緑化を行うものとする。
道路 (歩道)	基本方針	交通安全柵等は安全を確保する上で必要最小限の規模に留めるとともに、次の要件に適合したものとす。交通安全柵は、原則としてガードレール(ガードロープ)とし、ポールは黒色又は亜鉛メッキ仕上げすること。やむを得ずガードレールを使用する場合には、ガードレールの外側部を黒色に塗装するか、又は全周が亜鉛メッキ仕上げであること。スノージェット、ロックジェド、落石防護柵等の金属部分の色彩については、黒色又は亜鉛メッキ仕上げすること。その他の付帯施設：道路付帯園地等付帯施設については、必要最小限の規模に留めるとす。休憩所、展望施設、案内所、駐車場、公衆便所等の便益施設を設置する場合には、利用のしやすさ、管理面を考慮しつつ、周辺の自然景観に調和したデザインとする。また、汚水処理等に当たっては、環境保全上、最良の機能を有する設備を協力低減するものとする。なお、施設の規模等については、高さは13m以下とし、13mを超える既存建築物は、従前の高さを超えないこと。この場合の高さは、避雷針、煙突、アンテナを除いた建築物の地上部分の最後部と最低部の高さの差をいう。(以下、建築物の規模について同じ。)屋根の形状は切妻、寄棟又は入母屋根等の勾配屋根であること。勾配は10分の2以上であること。色彩は黒色又は黒色系であること。ただし、銅板、黒灰色の和瓦、瓦等を用いる場合、又は増築等によって既存部分と色合を揃える場合はこの限りでない。壁面は木材、石材等の自然材料を用いた重厚感のある落ち着いたものであること。また、自然材料以外の材料を用いる場合は、クリーム系、ベージュ系、茶系、茶系系又は灰色であること。標識類は関係機関等と協議の上、同一地域内でのデザインの統一を極力図るとともに、風雪等による劣化を考慮した適切な材料を用いるものとする。なお、基本的デザインは「自然公園等事業に係る公共標識の整備方針」(平成9年2月26日付け環自施第30号施設整備課長通知)を参考にするとす。
	付帯施設の取扱い	付帯施設は必要最小限の規模に留めるとす。休憩所、展望施設、案内所、駐車場、公衆便所等の便益施設を設置する場合には、利用のしやすさ、管理面を考慮しつつ、周辺の自然景観に調和したデザインとする。また、汚水処理等の設備には、環境保全上、最良の機能を有する設備を積極的に導入することにより、環境に対する負荷を極力低減するものとする。なお、施設の規模等については、次のとおりとする。建築物は同表の道路(歩道)付帯施設の取扱いの建築物と同様とする。標識類は全体として統一のとれたデザインとし、自然に対する理解を深め、利用効果を高めるため、適切に設置するものとする。なお、基本的デザインは「自然公園等事業に係る公共標識の整備方針」(平成9年2月26日付け環自施第30号施設整備課長通知)を参考にするとす。 駐車場：風致上支障が少ない範囲内において、園地の収容力に見合うよう必要最小限の規模を確保するものとする。
	管理運営方法	管理体制を明確にするために、適切な維持管理計画を立て、快適で安全な利用環境を維持するよう努めるものとする。危険箇所及び自然環境の保全上必要な場所には、防護柵、注意標識等を設置し、利用の安全及び自然環境の保全を図るものとする。クズカゴ、吸殻入れ等は、適切な維持管理が可能な場所以外には設置しないものとし、ゴミの投げ捨て禁止及びゴミの持ち帰りを推進するとともに、園地内の草刈り、清掃等を定期的実施するものとする。展望台においては、良好な展望を確保するため、風致景観及び自然環境の保全上支障を与えない範囲内において、管理行為として通景線の確保を図るものとする。
	園地	基本方針
宿舎	基本方針	付帯施設は必要最小限の規模に留めるとす。休憩所、展望施設、案内所、駐車場、公衆便所等の便益施設を設置する場合には、利用のしやすさ、管理面を考慮しつつ、周辺の自然景観に調和したデザインとする。また、汚水処理等の設備には、環境保全上、最良の機能を有する設備を積極的に導入することにより、環境に対する負荷を極力低減するものとする。なお、施設の規模等については、次のとおりとする。建築物は同表の道路(歩道)付帯施設の取扱いの建築物と同様とする。標識類は全体として統一のとれたデザインとし、自然に対する理解を深め、利用効果を高めるため、適切に設置するものとする。なお、基本的デザインは「自然公園等事業に係る公共標識の整備方針」(平成9年2月26日付け環自施第30号施設整備課長通知)を参考にするとす。 駐車場：風致上支障が少ない範囲内において、園地の収容力に見合うよう必要最小限の規模を確保するものとする。
	規模	管理体制を明確にするために、適切な維持管理計画を立て、快適で安全な利用環境を維持するよう努めるものとする。危険箇所及び自然環境の保全上必要な場所には、防護柵、注意標識等を設置し、利用の安全及び自然環境の保全を図るものとする。クズカゴ、吸殻入れ等は、適切な維持管理が可能な場所以外には設置しないものとし、ゴミの投げ捨て禁止及びゴミの持ち帰りを推進するとともに、園地内の草刈り、清掃等を定期的実施するものとする。展望台においては、良好な展望を確保するため、風致景観及び自然環境の保全上支障を与えない範囲内において、管理行為として通景線の確保を図るものとする。
	デザイン、色彩、材料	各地域の利用形態に対応し、快適な利用を促進する宿泊施設を自然景観との調和に配慮した整備するものとする。なお、既存施設の改善と充実を図るものとし、既存宿泊の増築を主とする。同一地区に複数の施設がある場合は、関係行政機関及び地元住民と調整のうえ、建築物、看板等の基本デザインの統一を図るものとする。*1 壁面は道路及び敷地境界線から、5m以上離すものとする。建築物の高さは下記の地区毎の要件によるものとする。なお、樹林で囲まれた等の風致上の支障の少ない場所で、屋根勾配を確保するために必要な場合には、地区毎に決められた高さの割増しの増加を認める。さらに、周辺の樹林が地区毎に定められた建築物の高さを超える場合であって、緑化率が50%以上確保されるものについては、樹林の高さを認め、建築率は50%以下とする。ただし、国有林貸付等で、この要件を適用させることが合理的な場合はこの限りではない。ただし、山岳地域の宿舎については、周辺の自然環境の保全に留意したものとす。また、利用者に応じた必要最小限の規模とするものとする。
	付帯施設の取扱い	次の要件に適合したものとす。なお、現在これと異なる場合にあっては、改築時に統一を図るものとする。屋根は同表の道路(歩道)付帯施設の取扱いの建築物の屋根と同様とする。壁面は同表の道路(歩道)付帯施設の取扱いの建築物の壁面と同様とする。

宿舎	<p>景観緑化方法 自然植生は極力残すものとし、敷地内(特に建築物の正面及び道路との間)には、景観のための植栽を行うものとする。</p> <p>管理運営方法 管理運営体制を明確にするとともに、公園利用施設として適正に管理するものとする。</p> <p>その他 敷地の造成については、極力現地地形を生かし、切土及び盛土を少なくするものとする。</p>
避難小屋	<p>基本方針 敷地利用者の安全及び自然景観との調和に配慮して整備するものとする。また、トイレを設置する際には、環境保全上、最良の機能を有する設備を積極的に導入することにより、環境に対する負荷を極力低減するものとする。</p> <p>規模 設置目的の範囲に必要最小限の規模とし、高さは、積雪、風速等気象条件に配慮して可能な限り低くするものとする。</p> <p>デザイン、色彩、材料 屋根は同表の道路(歩道)附帯施設の取扱いの建築物の屋根と同様。壁面は同表の道路(歩道)附帯施設の取扱いの建築物の壁面と同様とする。</p> <p>管理運営方法 管理運営体制を明確にし、管理責任者はゴミの投げ捨て禁止、ゴミの持ち帰り等の利用者指導を行い、避難小屋及びその周辺の清潔の維持に努めるものとする。</p>
	<p>基本方針 利用者の安全及び自然景観との調和に配慮して整備するものとする。特別な地区においてイレを設置する際には、環境保全上、最良の機能を有する設備を積極的に導入することにより、環境に対する負荷を極力低減するものとする。</p> <p>規模 設置目的の範囲に必要最小限の規模とする。</p> <p>デザイン、色彩、材料 屋根は同表の道路(歩道)附帯施設の取扱いの建築物の屋根と同様とする。壁面は同表の道路(歩道)附帯施設の取扱いの建築物の壁面と同様とする。</p> <p>管理運営方法 管理運営体制を明確にし、管理責任者はゴミの投げ捨て禁止、ゴミの持ち帰り等の利用者指導を行い、周辺の清潔の維持に努めるものとする。</p>
	<p>基本方針 周辺の自然環境の保全及び利用者の安全で快適な利用を確保するため、適切な整備を図りながら、人と自然とのふれあいが促進されるよう配慮するものとする。</p> <p>附帯施設の取扱い 附帯施設は必要最小限の規模に留めるものとする。園地、休憩所、案内所、駐車場、公衆便所等の便益施設を設置する場合には、利用のしやすさ及び管理面を考慮しつつ、周辺の自然景観に調和したデザインとする。また、汚水処理等の設備には、環境保全上、最良の機能を有する設備を積極的に導入することにより、環境に対する負荷を極力低減するものとする。なお、施設の規模等については、次のとおりとする。建築物は同表の道路(歩道)附帯施設の取扱いの建築物と同様とする。園路は安全で快適な利用を確保するための舗装、歩道車の分離及び進行方向の明告を行うものとする。駐車場は風致上支障が少ない範囲内において、園地の収容力に見合うよう必要最小限の規模を確保するものとする。標識類は野営場全体として統一のとれたデザインとし、自然に対する理解を深め、利用の効果を高めるため、案内解説板等を適切に設置するものとする。基本的デザインは「自然公園等事業に係る公共標識の整備方針」(平成9年2月26日付け環自施第30号施設整備課長通知)を参考にするとする。</p> <p>景観緑化方法 適度な緑陰を確保するため、野営場周辺には可能な限り立木を残し、必要な場所に植栽を行うものとする。テントサイトは、快適な空間を確保するため、適度な除間伐を行い、密な樹木の植栽等は避けるものとする。</p> <p>運営管理方法 野営場ごとに野営場区域及び管理運営体制を明確にするとともに、適切な維持管理計画を立て、快適で安全な利用環境を維持するよう努めるものとし、次の事項に配慮するものとする。危険な除去する等、利用者の安全対策について適切な整備を図りながら、ゴミの持ち帰り等の利用者指導を実施するものとする。野営場内(特にテントサイト)の表土の流出を防ぐため土留、排水に係る適切な施設等を整備するものとする。</p> <p>その他 野営場内での風紀の維持及び清潔の保持に努めるとともに、周辺の自然環境を保全するため、次の事項について適切な方法で利用者指導を行うものとする。静穏の保持、適切なゴミの処理、洗剤使用の制限(雑排水の処理施設が設けられている場合を除く。)表土及び植生の保全。</p>
	<p>基本方針 利用者の安全及び自然景観との調和に配慮して整備するものとする。</p> <p>附帯施設の取扱い 同表の園地の附帯施設の取扱いと同様とする。</p> <p>管理方法 管理体制を明確にし、利用者の安全確保を図りながら、公園利用施設として適正に管理するものとする。</p>
野営場	<p>基本方針 周辺の自然環境の保全及び利用者の安全で快適な利用を確保するため、適切な整備を図りながら、人と自然とのふれあいが促進されるよう配慮するものとする。</p> <p>附帯施設の取扱い 附帯施設は必要最小限の規模に留めるものとする。園地、休憩所、案内所、駐車場、公衆便所等の便益施設を設置する場合には、利用のしやすさ及び管理面を考慮しつつ、周辺の自然景観に調和したデザインとする。また、汚水処理等の設備には、環境保全上、最良の機能を有する設備を積極的に導入することにより、環境に対する負荷を極力低減するものとする。なお、施設の規模等については、次のとおりとする。建築物は同表の道路(歩道)附帯施設の取扱いの建築物と同様とする。園路は安全で快適な利用を確保するための舗装、歩道車の分離及び進行方向の明告を行うものとする。駐車場は風致上支障が少ない範囲内において、園地の収容力に見合うよう必要最小限の規模を確保するものとする。標識類は野営場全体として統一のとれたデザインとし、自然に対する理解を深め、利用の効果を高めるため、案内解説板等を適切に設置するものとする。基本的デザインは「自然公園等事業に係る公共標識の整備方針」(平成9年2月26日付け環自施第30号施設整備課長通知)を参考にするとする。</p> <p>景観緑化方法 適度な緑陰を確保するため、野営場周辺には可能な限り立木を残し、必要な場所に植栽を行うものとする。テントサイトは、快適な空間を確保するため、適度な除間伐を行い、密な樹木の植栽等は避けるものとする。</p> <p>運営管理方法 野営場ごとに野営場区域及び管理運営体制を明確にするとともに、適切な維持管理計画を立て、快適で安全な利用環境を維持するよう努めるものとし、次の事項に配慮するものとする。危険な除去する等、利用者の安全対策について適切な整備を図りながら、ゴミの持ち帰り等の利用者指導を実施するものとする。野営場内(特にテントサイト)の表土の流出を防ぐため土留、排水に係る適切な施設等を整備するものとする。</p> <p>その他 野営場内での風紀の維持及び清潔の保持に努めるとともに、周辺の自然環境を保全するため、次の事項について適切な方法で利用者指導を行うものとする。静穏の保持、適切なゴミの処理、洗剤使用の制限(雑排水の処理施設が設けられている場合を除く。)表土及び植生の保全。</p>
水泳場	<p>基本方針 利用者の安全及び自然景観との調和に配慮して整備するものとする。</p> <p>附帯施設の取扱い 同表の園地の附帯施設の取扱いと同様とする。</p> <p>管理方法 管理体制を明確にし、利用者の安全確保を図りながら、公園利用施設として適正に管理するものとする。</p>
舟遊場	<p>基本方針 マリーナの整備に当たっては、散在するボート、ヨット等を整理する等、湖水利用の適正化を図るものとする。水鳥の生息環境に悪影響を与えないものとする。湖水浴利用に支障が及ぼさないものとする。</p> <p>附帯施設の取扱い ボートヤード、駐車場等の面的広がりがある施設は、林地及び湿地に設けないものとするほか、同表の園地の附帯施設の取扱いと同様。</p> <p>管理方法 管理体制を明確にし、利用者の安全確保を図りながら、公園利用施設として適正に管理するものとする。</p>
運動場	<p>基本方針 土地の形状変更及び支障木の伐採は、必要最小限に留め自然環境に十分配慮して整備するものとする。</p> <p>附帯施設の取扱い 附帯施設は必要最小限の規模に留めるものとする。園地、休憩所、案内所、駐車場、公衆便所等の便益施設を設置する場合には、利用のしやすさ及び管理面を考慮しつつ、周辺の自然景観に調和したデザインとする。また、汚水処理等の設備には、環境保全上、最良の機能を有する設備を積極的に導入することにより、環境に対する負荷を極力低減するものとする。なお、施設の規模等については、次のとおりとする。建築物は同表の道路(歩道)附帯施設の取扱いの建築物と同様とする。園路は同表の野営場附帯施設の取扱いの園路と同様とする。駐車場は風致上支障が少ない範囲内において、運動場の収容力に見合うよう必要最小限の規模を確保するものとする。標識類は運動場全体として統一のとれたデザインとし、自然に対する理解を深め、利用の効果を高めるため、案内解説板等を適切に設置するものとする。基本的デザインは「自然公園等事業に係る公共標識の整備方針」(平成9年2月26日付け環自施第30号施設整備課長通知)を参考にするとする。ナイター施設はナイター施設を設ける場合には、野生動物生息環境に影響を及ぼさないよう配慮するものとする。</p> <p>管理運営方法 管理運営体制を明確にするとともに、公園利用施設として適正に管理するものとする。</p> <p>その他 テニスコートを設置する場合には、「国立公園事業に係るテニスコートの取扱要領について」(昭和57年5月7日付け環自保第138号保護管理課長通知)によるものとする。</p>
スキー場	<p>共通事項 「国立公園におけるスキー場事業の取扱いについて」(平成3年6月7日付け環自国第315号自然保護局長通知)によるものとする。</p> <p>基本方針 自然環境の保全及び利用者の安全に配慮した整備を行うものとする。</p> <p>スキー場事業区域 事業区域は事業決定区域による。</p>
	<p>①スキー場事業の施設の取扱い</p> <p>事業施設の新設又は増設に当たっては、利用者数、駐車場の収容要件等を勘案の上、利用上必要最小限の規模で次のとおり整備するものとする。滑降コース及びグレンデの規模は、安全性を確保する上で必要最小限のものとし、次の要件に適合したものとする。また、冬の自然にふれあうための歩くスキーのコース確保に配慮するものとする。位置は災害の危険性がなく、大規模な造成を伴わない位置とする。増設に当たっては、既存部の最高部を超えないこと。規模及び幅員はコースの幅は50m以下とし、安全性を確保して適切に配慮すること。滑降コース、グレンデの間隔は滑降コース、グレンデの配置に当たっては、十分な施設間隔を確保すること。造成方法は自然地形を生かしたものと、地形を改変するスノーボード用ハーブパイプ等の造成はしないこと。景観緑化方法:造成後、コース、グレンデの周囲等は、危険防止及び防災上の適切な措置を講じた上、当該地域に生育する植物と同種の植物により修景のための緑化を行うこと。利用者の悪いコースについては、閉鎖及び植生復元を含め検討すること。</p> <p>スキーリフト等は次の要件に適合したものとする。位置は災害の危険性がなく、かつ、大規模な自然環境の改変が生じない位置に設置すること。色彩は支柱は焦げ茶色(マンセル値:9YR2.7/1.8)とし、機械の金属部分は亜鉛メッキ等の目立たない色彩を用いること。</p> <p>建築物(スキーリフト附帯管理施設を除く。)は休憩所、食堂、管理事務所、避難小屋等の建築物は、次の要件に適合したものとする。規模は同表の道路(歩道)附帯施設の取扱いの建築物の規模と同様。屋根は形状は切妻、寄棟又は入母屋等の屋根勾配であること。勾配は10分の2以上であること。色彩は黒又は焦げ茶色であること。壁面は同表の道路(歩道)附帯施設の取扱いの建築物の壁面と同様。</p> <p>標識類はスキー場全体として統一のとれたデザインとし、次の要件に適合したものとする。木材を使用し、色彩は焦げ茶であること(ただし、利用者の安全確保のために掲げられるものについてはこの限りではない。)標識には商品名は掲げないこと。汚損した場合は撤去又は補修すること。ナイター施設は同表の運動場のナイター施設と同様。その他の施設:道路及び駐車場を設ける場合には、風致上支障が少ない範囲内において、スキー場の収容力に見合うよう必要最小限の規模を確保するものとする。汚水処理等に当たっては、環境保全上、最良の機能を有する設備を積極的に導入することにより、環境に対する負荷を極力低減するものとする。</p> <p>事業者は、利用者の安全を十分に確保するための管理運営体制を明確にするとともに、適切な維持管理計画を立て、快適で安全な利用環境を維持するよう努めるものとし、次の事項に配慮するものとする。スキー場内におけるパトロール体制及び医療救急体制を強化し、利用者の安全を確保すること。スキー場内の清掃を適切に行うこと。スキー場外への美しい風景を妨ぐ措置を講じること。</p> <p>事業者は、スキー場内の清潔を保持するとともに、周辺の自然環境を保全するため、次の事項について啓発活動及び広報の強化を行い、適切に利用指導を行うものとする。高山植物保護等自然環境の保全。ゴミの投げ捨て禁止。その他、利用の適正化。融雪防止剤及びこれに類するものは、散布しないものとする。</p> <p>他の利用者や野生生物への影響が考えられるため、拡声器の使用はスキーヤーの安全確保及び環境保全上の指導等必要最小限に留めるものとする。</p>
	<p>②スキー場事業の施設の取扱い</p> <p>スキーシーズン外の施設使用に当たっては、自然環境の保全、適正な公園利用に十分配慮するものとする。</p>
	<p>基本方針 土地の形状変更は必要最小限に留め、風致上支障がない範囲内において、利用台数に応じて必要最小限の規模を確保することとし、自然環境の保全に十分配慮するものとする。</p> <p>附帯施設の取扱い 附帯施設は必要最小限の規模に留めるものとする。園地、休憩所、案内所、公衆便所等の便益施設を設置する場合には、利用のしやすさ及び管理面を考慮しつつ、周辺の自然環境に調和したデザインとする。また、汚水処理等に当たっては、環境保全上、最良の機能を有する設備を積極的に導入することにより、環境に対する負荷を極力低減するものとする。なお、施設の規模等については、次のとおりとする。建築物:同表の道路(歩道)附帯施設の取扱いの建築物と同様。園地:同表の野営場の園地と同様。標識類:駐車場全体として統一のとれたデザインとし、自然に対する理解を深め、利用の効果を高めるため、案内解説板等を適切に設置するものとする。基本的デザインは「自然公園等事業に係る公共標識の整備方針」(平成9年2月26日付け環自施第30号施設整備課長通知)を参考にするとする。</p> <p>管理運営方法 管理運営体制を明確にするとともに、公園利用施設として適正に管理するものとする。</p>
給水施設	<p>基本方針 土地の形状変更及び支障木の伐採は必要最小限に留め、自然環境に配慮した整備を行うものとする。</p> <p>附帯施設の取扱い 附帯施設は必要最小限の規模に留めるとともに、地域の風致景観及び歴史的景観に配慮したデザインとするものとする。</p>
博物館	<p>基本方針 展示内容の充実を図るものとする。</p> <p>規模等 地域の風致景観及び歴史的景観に配慮したデザインとし、規模が過大とならないよう配慮するものとする。</p>
一般自動車道	公園事業取扱方針と道路(車道)と同様とする。
自動車運送施設	公園事業取扱方針と道路(車道)と同様とする。
索道運送施設	スキー利用を主とし、スキーシーズン以外の施設の使用を検討に当たっては自然環境の保全、適正な公園利用に十分配慮するものとする。*3
船舶運送施設	安全性を確保するため等、必要最小限の改良を行うものとする。*4
保留施設	安全性を確保するため等、必要最小限の改良を行うものとする。*5
博物館展示施設	<p>①基本方針 案内、解説並びに自然とのふれあいのための基地として整備を図るものとする。特に然探勝跡との一体的な利用に十分配慮するものとする。*6 *7</p> <p>②基本方針 環境教育活動及び月山地域の情報発信基地として整備するものとする。*8 *9</p> <p>規模等 周辺の自然景観に配慮したデザインとし、かつ、規模が過大とならないよう留意するものとする。また、汚水処理等に当たっては、環境保全上、最良の機能を有する設備を積極的に導入することにより、環境に対する負荷を極力低減するものとする。</p>
	<p>*1 出羽三山管理計画では、山岳地域の宿舎(月山山頂、清川行人、弥陀ヶ原、月山仏生地)については、周囲の環境保全に十分な対策を講じるものとしている。</p> <p>*2 朝日管理計画では、山岳地域の宿舎(大鳥池)については、周囲の環境保全に十分な対策を講じるものとしている。</p> <p>*3 出羽三山管理計画では、姥ヶ岳索道事業については、公園事業取扱方針の姥ヶ岳スキー場と同様としている。</p> <p>*4 磐梯管理計画では、松原湖の管理を対象としている。</p> <p>*5 磐梯管理計画では、松原湖の管理を対象としている。</p> <p>*6 磐梯管理計画では、裏磐梯地域及び五色沼地区の案内、解説並びに自然とのふれあいのための基地として整備を図るものとする。特に五色沼然探勝跡との一体的な利用に十分配慮するものとする。</p> <p>*7 吾妻管理計画では、浄土平地区周辺の案内、解説並びに自然とのふれあいのための基地として整備を図るものとする。特に吾妻小富士、一切峰山、樋沼、鎌沼然探勝跡との一体的な利用に十分配慮するものとする。</p> <p>*8 出羽三山管理計画では、環境教育活動及び月山地域の情報発信基地として整備するものとしている。</p> <p>*9 朝日管理計画では、奥三山地区の環境教育活動及び月山地域の情報発信基地として整備するものとしている。</p>

表 6 管理計画区ごとの風致景観の管理に関する公園事業取扱方針で定められている項目

事業の種類	項目	出羽三山・朝日地域			飯豊地域			磐梯吾妻・猪苗代地域			事業の種類	項目	出羽三山・朝日地域			飯豊地域			磐梯吾妻・猪苗代地域			
		出羽三山 管理計画	朝日 管理計画	飯豊 管理計画	磐梯 管理計画	吾妻 管理計画	猪苗代 管理計画	出羽三山 管理計画	朝日 管理計画	飯豊 管理計画			磐梯 管理計画	吾妻 管理計画	猪苗代 管理計画	出羽三山 管理計画	朝日 管理計画	飯豊 管理計画	磐梯 管理計画	吾妻 管理計画	猪苗代 管理計画	
道路 (車道)	基本方針	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	法面処理 方法	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	残土処理 方法	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	修景緑化 方法	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	附帯施設 の取扱い	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
道路 (歩道)	基本方針	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	附帯施設 の取扱い	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	管理運営 方法	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
園地	基本方針	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	附帯施設 の取扱い	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	管理運営 方法	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
宿舎	基本方針	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	規模	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	デザイン、 色彩、材 料	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	付帯施設 の取扱い	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	修景緑化 方法	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	管理運営 方法	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
避難小屋	基本方針	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	規模	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	デザイン、 色彩、材 料	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
休憩所	基本方針	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	規模	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	デザイン、 色彩、材 料	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	管理運営 方法	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	野営場	基本方針	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	附帯施設 の取扱い	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
水泳場	基本方針	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	附帯施設 の取扱い	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
舟遊場	基本方針	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	附帯施設 の取扱い	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
運動場	基本方針	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	附帯施設 の取扱い	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
スキー場	管理運営 方法	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	その他	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	共通事項	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	基本方針	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	スキー場 事業区域	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	①スキー 場事業の 施設の取 扱い	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
②スキー 場事業の 施設の取 扱い	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
駐車場	基本方針	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	附帯施設 の取扱い	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	管理運営 方法	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
給水施設	博物館	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	一般自動車道	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	自動車運送施設	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	索道運送施設	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	船舶運送施設	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	係留施設	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	博物館展示施設	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

表 7 風致景観の管理に関する公園事業取扱方針で定められている宿舎に関するローカルルール

事業の種類	飯豊管理計画	磐梯管理計画	吾妻管理計画
宿舎	<p>山岳部(飯豊山、切合、三国岳、湯の島等) 基本方針: 山岳地域に位置することから、自然景観との調和に配慮するとともに、周囲の環境保全に十分な対策を講じるものとする。なお、既存施設の改善と充実を図るものとし、大規模な増築等は行わないものとする。 規模: 周辺の自然環境の保全に留意したものとするとともに、利用者数に応じた必要最小限の規模であること。建築物の最高部の高さは13m以下であること。 デザイン、色彩、材料: 現在これと異なる場合にあっては、改築時等に統一を図るものとする。屋根の形状は原則として切妻、寄棟、入母屋等の勾配屋根であること。勾配は2/10以上であること。色彩は原則として黒又はコゲ茶色であること。ただし、銅板、黒灰色の和瓦、葦等を用いる場合にあってはこの限りではない。 壁面: 努めて木材や石材等の自然材料を多用して、重厚味のある落ち着いたものであること。また、自然材料以外の材料を用いる場合の色彩は、クリーム系色、ページュ系色、茶系色、白色又は灰色であること。 修景緑化方法: 必要に応じ植生の復元を行うものとする。 管理運営方法: 管理運営体制を明確にするとともに、公園利用施設として適正に管理するものとする。</p>	<p>裏磐梯、吐出、五色沼東、椋原湖南岸 規模: 建築物の高さは15m以下とし、15mを超える既存建築物は、従前の高さを超えないこと。 赤埴山 規模: 建築物の高さは20m以下とし、20mを超える既存建築物は、従前の高さを超えないこと。 早稲沢、細野、長峰、秋元、大府平、中の湯、川上温泉、土湯沢温泉、磐梯山東麓、押立 規模: 建築物の高さは13m以下とし、13mを超える既存建築物は、従前の高さを超えないこと。</p>	<p>土湯 規模: 壁面は道路及び敷地境界線からの距離は、特に定めない。建築物の高さは30m以下とし、30mを超える既存建築物は、従前の高さを超えないこと。建蔽率は特に定めない。 屋根の形状: 屋根は片流化粧屋根を認める。 中ノ沢温泉 規模: 壁面は道路及び敷地境界線からの距離は、特に定めない。建築物の高さは20m以下とし、20mを超える既存建築物は、従前の高さを超えないこと。建蔽率は特に定めない。 屋根の形状: 屋根は片流化粧屋根を認める。 白布温泉 規模: 建築物の高さは17m以下とし、17mを超える既存建築物は、従前の高さを超えないこと。 岳温泉 規模: 壁面は道路及び敷地境界線から5m以上離すこと。ただし、敷地の関係等やむを得ない場合は2m以上離すこと。建築物の高さは、道路に面した部分は13m以下とし、道路から15m以上離れている場合は、21m以下であること。これらの高さを超える既存建築物は、従前の高さを超えないこと。建蔽率が既に50%を超えている場合は、増築時に減らすよう配慮すること。 屋根の形状: 屋根は片流化粧屋根を認める。 新高湯、萱平温泉、滑川温泉、姥姥湯温泉、吾妻山荘、微湯温泉、野地温泉、鷲倉温泉、霧川温泉、塩沢温泉、鉄山下、奥岳、遠藤ヶ滝下、沼尻、横向温泉 規模: 建築物の高さは13m以下とし、13mを超える既存建築物は、従前の高さを超えないこと。</p>

表 8 風致景観の管理に関する公園事業取扱方針で定められている
スキー場に関するローカルルール

事業の種類	出羽三山管理計画	磐梯管理計画	吾妻管理計画
スキー場	<p>羽黒スキー場</p> <ul style="list-style-type: none"> ●基本方針：ファミリー利用中心のスキー場として整備するものとする。原則としてコース、ゲレンデ等は既存施設の改良等に留めるものとする。 ●保存緑地率：現在、施設部分のみで事業執行しているため、事業執行区域内に保存緑地はない。したがって、事業決定面積に対する施設部分に係る面積の割合が現在よりも上回らないものとする。 <p>中台スキー場</p> <ul style="list-style-type: none"> ●基本方針：庄内地域を対象としたスキー場である。周辺はブナ等を中心とした落葉広葉樹林及びスキの人工林となっているが、ブナ等の落葉広葉樹林は極力保存育成するものとし、スキー場全体の雰囲気を保つものとする。 ●保存緑地率：スキー場全体に対する保存緑地率は、現在の割合を下回らないものとし、増設する場合にあっては増設箇所の保存緑地率を70パーセント以上確保するものとする。 <p>地ヶ岳スキー場</p> <ul style="list-style-type: none"> ●基本方針：春・夏季において雪渓を利用する特殊なスキー場であるため、スキー利用により雷田植生等の保護に支障を及ぼさないよう万全の配慮を行うものとする。 ○スキー場事業及び索道運送施設事業施設の取扱い ●滑降コース及びゲレンデ：造成を伴わないものとする。 ●スキーリフト等（索道事業）：現在の終点より高標高には増設しないものとする。 ●建築物：索道事業の終点の駅舎については、歩道等からの眺望に支障のないよう最小限の規模で整備するものとする。 ●その他の事項：自然環境の保全及び利用者指導に関しては、下記の事項に留意するものとする。植生に影響を及ぼさない形でリフト降り場から雪渓に至る到達路の維持確保。雪解けにより出現する高山植物帯へのスキーヤーの立ち入り防止のためのロープ・看板の設置。その他、スキーヤーの雪渓以外への立ち入り防止策の実施。関係機関と協議の上、植生の保全状況についてのモニタリングの実施体制を検討するものとする。 	<p>赤塩山</p> <ul style="list-style-type: none"> ●滑降コース、ゲレンデの位置：国道115号線及び猪苗代湖からの眺望に十分配慮するものとする。 <p>猫魔ヶ岳</p> <ul style="list-style-type: none"> ●滑降コース、ゲレンデの位置：公園計画歩道から水平線距離で200以上離すものとする。猫魔ヶ岳山頂、ゴールドライン及び松原湖からの眺望に十分配慮するとともに、雄国沼から望見されないよう十分配慮するものとする。 ●その他の施設、スキー場敷地内及び付近に宿舎は設けないものとする。 <p>デコ平</p> <ul style="list-style-type: none"> ●滑降コース、ゲレンデの位置：五色沼探勝路沿いの弁天沼及びビジターセンター前、磐梯吾妻レークライン沿線、磐梯山からの眺望に十分配慮するものとする。 <p>清水平</p> <ul style="list-style-type: none"> ●滑降コース、ゲレンデの位置：①会津若松裏磐梯線道路（磐梯ゴールドライン）からの眺望に十分配慮し、望見される場所には修景植栽をするものとする。②東北自然歩道線道路（歩道）の八分台及び猫魔ヶ岳の区間から望見されないよう十分配慮する。③磐梯山及び猫魔ヶ岳からの眺望に十分配慮するものとする。 ●修景緑化方法、滑降コース内については、利用上支障のない範囲で大径木（直径30Cm以上）を残存するものとする。 ●建築物の壁面、ゴンドラリフト山頂駅舎お、日その付近の休憩所の外壁は焦げ茶系色とする。 <p>押立</p> <ul style="list-style-type: none"> ●滑降コース、ゲレンデの位置：磐梯山の山容景観の保護に十分配慮するものとする。 ●施設は標高1200m以下に整備し、施設の配置に当たっては、主要利用拠点から見て磐梯山の稜線を分断しないよう十分配慮するものとする。 	<p>横向</p> <ul style="list-style-type: none"> ●滑降コース、ゲレンデの位置：標高1500m以上は風衝地となっており、施設を整備しないものとする。吾妻磐梯スカイライン及び国道115号線からの眺望に十分配慮するものとする。 <p>奥岳</p> <ul style="list-style-type: none"> ●滑降コース、ゲレンデの位置：五葉松平及び栗師岳の東稜付近（地形変換線付近）は、連絡コースを除き、スキーコースの整備はしないものとする。 ●建築物の壁面：ゴンドラ山頂駅舎及びその付近の休憩所の外壁は焦げ茶色とすること。

2. 公園事業取扱方針の概要

表 5 と表 6 は、風致景観の管理に関する公園事業取扱方針を整理したものである。道路、園地、宿舎などについて定められている。

これらのうち、宿舎やスキー場に係る項目が特徴的であり、地域別に詳細な基準・事項が定められている（表 7、表 8）。宿舎に関しては、既存建築物に配慮して、地域ごとに建築物の最高限度の高さ制限が定められている。

3. 管理計画に基づく景観規制の現状

平成 26 年 9 月 7 日に、管理計画を運用している裏磐梯自然保護官事務所の自然保護官に対してヒアリング調査を実施した。

自然保護官によると、磐梯朝日国立公園の景観は、管理計画に基づき、今日まで問題なく適正に保全・形成されているとのことであった。また、車道の修景緑化方法に関して、管理計画書では、工事に伴い裸地化した場所については、当該地域に生息する植物と同種の植物により修景のための緑化を行うものとされているが、近年では、「自然公園における法面緑化方針（案）」に基づき、必ずしも当該地域に生息する植物と同種の植物ではなく、条件を満たす植物を使用したり、裸地化した土地の周辺の植生の状況を考慮して自然の植生に任せているとのことであった。

III. 福島県の景観計画に基づく景観規制

1. 福島県景観計画の概要

福島県は、平成 21 年 10 月 1 日に景観計画を施行している。

その中で、磐梯山・猪苗代湖周辺は、景観形成重点地域として位置づけられている。その区域は、磐梯朝日国立公園の特別地域を除く図 2 の区域であり、きめ細かい景観形成施策を重点的に推進するものとされている。



図 2 磐梯山・猪苗代周辺湖景観形成重点地域の位置

2. 磐梯山・猪苗代湖周辺景観形成重点地域の届出対象行為等と景観形成基準
 の届出対象行為等と景観形成基準
 景観形成重点地域では、表9に掲げる行為につ

いては届出を要するものとされている。そして、これらに該当する行為については、表10に掲げる景観形成基準に従うものとされている。

表9 磐梯山・猪苗代湖周辺景観形成重点地域の届出対象行為等

届出対象行為	届出を要する規模	事前協議を要する規模
景観法第16条第1項第1号により届出が必要な行為	建築物の新築又は移転 建築物の増築若しくは改築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	床面積の合計10㎡超 高さ13m超又は建築面積1,000㎡超
景観法第16条第1項第2号により届出が必要な行為	① 擁壁、垣(生垣を除く。)、さく、塀その他これらに類するもの	高さ1.5m超
	② 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの(⑤に掲げるものを除く。) ③ 煙突、排気塔その他これらに類するもの ④ 電波塔、物見塔、風車その他これらに類するもの ⑤ 電気供給のための電線路又は有線電気通信のための線路の支持物	高さ5m超
景観法第16条第1項第3号により届出が必要な行為	⑥ 高架水槽、冷却塔、パラボラアンテナその他これらに類するもの ⑦ 観覧車、ジェットコースター、メリーゴーラウンドその他これらに類する遊戯施設 ⑧ コンクリートプラント、アスファルトプラントその他これらに類する製造施設 ⑨ 自動車の駐車のために供する立体的な施設 ⑩ 石油、ガス、穀物、飼料等の貯蔵施設 ⑪ ごみ処理施設、し尿処理施設、汚水処理施設その他これらに類する処理施設 ⑫ 彫像、記念碑その他これらに類するもの	高さ13m超又は築造面積1,000㎡超
	⑬ 工作物の増築若しくは改築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	当該行為に係る面積の合計10㎡超
景観法第16条第1項第3号により届出が必要な行為	開発行為(都市計画法第4条第12項に規定する開発行為)	面積300㎡超又は法面の高さ1.5m超
景観法第16条第1項第1号により届出が必要な行為	土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	面積300㎡超又は法面の高さ1.5m超
	木材の伐採	高さ10m超又は伐採面積300㎡超
	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	高さ1.5m超又は堆積の用に供される土地の面積100㎡超
	水面の埋立て又は干拓	面積300㎡超又は法面の高さ1.5m超

表10 磐梯山・猪苗代湖周辺景観形成重点地域の景観形成基準

対象行為	項目	基準
基本事項	基本事項	ア 行為の場所(以下「行為地」という。)及びその周辺地域の自然、生活、歴史等の地域特性を調査し、景観形成の目標及び課題を明確にして、周辺の景観と調和した魅力ある景観形成を行うこと。 イ 行為の計画に当たっては、自然公園法(昭和32年法律第161号)、都市計画法(昭和43年法律第100号)等に基づく施策並びに県及び市町村の条例、要綱等に基づく景観形成に関する施策との整合を図ること。 ウ 行為の計画に当たっては、地域の景観に与える影響を考慮し、説明会の開催等により周辺住民との合意形成に努めること。
	共通事項	ア 行為地を選定するときは、地域の優れた景観を損なうことのないよう、かつ、主要な視点場から地域のシンボルとなる磐梯山、猪苗代湖等への眺望の妨げにならないよう努めること。 イ 行為地が道路に接する場合は、快適な沿道景観が形成されるよう、沿道を緑化するなど修景に努めること。 ウ 行為地が集落地及び市街地にある場合は、周辺の自然景観、田園景観及び既存の町並みとの調和に配慮すること。 エ 行為地内に複数の建築物、工作物、屋外駐車場等を設ける場合には、施設間の調和に配慮すること。 オ 行為地内には、できる限り磐梯山、猪苗代湖等の地域の優れた景観を眺望できる快適な空間を視点場として整備するよう努めること。 カ 設計に当たっては、遠景、中景、近景、近接景等、異なる視点からの検討を行うよう努めること。 キ 設計に当たっては、四季の変化、終日の光の変化、夜景等を考慮するよう努めること。 ク 行為地内における景観を損ねている要素の修景に努めるとともに、周辺の景観を損なうこととなる必要以上のデザインを行わないこと。 ケ 観光・商業施設については、磐梯山、猪苗代湖等の自然景観と調和するとともに国際的観光地にふさわしい質の高い景観デザインを行うよう努めること。
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	位置	ア 緑化を図ることが可能な空地を確保し、かつ、磐梯山、猫魔ヶ岳、安達太良山、猪苗代湖等への眺望の妨げにならないよう、道路境界線からできる限り後退すること。 イ 磐梯山山麓及び猪苗代湖湖岸においては、磐梯山への眺望及び周辺の樹林の保存を考慮した位置とすること。 エ 歴史的建造物等の保存に努め、行為地がそれらの優れた景観資源に近接する場合は、景観の保全に配慮した位置とすること。 オ 行為地が猪苗代湖に近接する場合は、水際線を超えるような位置を避け、できる限り水際線から後退すること。
	規模	ア できる限り山の稜線又は樹冠から突出しない高さとするよう努めること。 イ 国道49号、国道115号等の幹線道路沿道においては、道路から磐梯山、猫魔ヶ岳、安達太良山、猪苗代湖等への眺望の妨げにならない規模とすること。 ウ 周辺の自然景観や町並みと調和するよう、建築物の分割等によって規模を調節すること。
意匠	形態	ア 地域の景観の連続性を遮断し、違和感や圧迫感を感じさせるような形態を避けること。 イ 国道49号、国道115号等の幹線道路沿道においては、道路から磐梯山、猫魔ヶ岳、安達太良山、猪苗代湖等への眺望の妨げにならない形態とすること。 ウ 周辺の建築物の多くが類似した屋根の形状をもった地域にあっては、原則として屋根の形状を調和させること。 エ ペラング、バルコニー等は、建築物本体と調和したものとするなど、建築物全体としてまとまりのある意匠とすること。
	意匠	イ 行為地が歴史的建造物等に近接する場合は、伝統的な意匠を継承し、又はこれと調和したものとする。こと。 ウ 歴史的な建築物の改築又は修繕に当たっては、建築物の材料の一部又は外壁等の意匠の一部を保存し、又は再生することによって歴史的景観の保全に努めること。 エ 設備機器を建築物の屋上又は屋外に設置する場合は、目立たないように遮へいし、建築物本体と調和したすっきりとしたデザインとすること。 オ 建築物の外壁には、施設の種類等を除き必要以上の広告、図画等の表示を行わないこと。 カ 建築物への看板、広告幕及び広告塔の設置はできる限り避け、やむを得ず設置する場合は、規模を必要最小限にとどめるとともに、建築物及び周辺の自然景観との調和に努めること。 キ 道路等の公共空間から見通すことのできる外壁等は、公共性の高い部分として長く親しまれ、品位のある意匠となるよう配慮すること。 ク 志田浜、三城湖等の観光・商業施設集積地及び国道49号並びに国道115号沿道においては、周辺の自然景観との調和に配慮するとともに、国際的観光地にふさわしい質の高い意匠とすること。
色彩	色彩	ア 外壁、屋根等には、げばげばしい色彩、高彩度の色彩等の不快感を与える色彩を使用せず、四季を通じて周辺の町並みや自然景観と調和した茶系、黒系等の低彩度の落ち着いた色彩を基調とすること。別途、基準色が定められている。 イ 外壁、屋根等に使用する色数を少なくすること。 ウ 地域の自然素材及び伝統的素材の持つ色彩に配慮し、周囲の色彩と対比的な色彩を使用しないこと。 エ 建築物に設置される設備機器及び屋上工作物並びに行為地内の屋外設備、附属工作物等の色彩は、建築物本体及び周辺の自然景観との調和に努めること。 オ 志田浜、三城湖等の観光・商業施設集積地及び国道49号並びに国道115号沿道においては、周辺の自然景観との調和に配慮するとともに、国際的観光地にふさわしい落ち着いた色彩とすること。
	素材	ア 周辺の自然景観との調和に配慮した素材を使用すること。 イ 反射性の高い素材を使用しないこと。 ウ 地域の自然素材又は伝統的素材を使用するよう努めること。 エ 行為地が歴史的建造物等に近接する場合は、歴史的建造物等に使用されている伝統的素材又はこれと調和したものを使用するよう努めること。 オ 建築後、汚れや破損などによって景観を損なうことがないよう、耐久性、耐候性、退色性、エイジング効果等を考慮した素材を使用すること。

建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	敷地の緑化	ア 磐梯山等の山麓の樹林、猪苗代湖の湖畔林、長瀬川の河畔林、集落地における屋敷林及び沿道の樹林の保全を図ること。 イ 周辺の樹林との連続性や建築物との調和を図りながら、行為地内ではできる限り緑化し、周囲にさく等を設ける場合は、生垣等とするよう努めること。 ウ 樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、保存又は移植によって修景に生かすよう努めること。 エ 周辺の景観及び植生と調和するよう、できる限り地域に多く生育する植物の中から樹種を選定すること。 オ 高木、中木、低木、地被植物等の構成及び配置を効果的に行うこと。
	その他	ア 屋外駐車場は、出入口を限定し、生垣等によって安全上支障のない範囲で道路から直接見通せないよう配慮するとともに、場内への樹木の植栽に努めること。 イ 屋外照明は、過剰な光が周囲に散乱しないよう光源の種類、位置、光量及び配光特性に配慮すること。 ウ 行為地内における電線類は、地中化等の無電柱化に努めること。
工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	位置	ア 従来の地形の改変を最小限にとどめるとともに、行為地の優れた樹木、緑地等を保存し、工作物周辺の景観との調和に配慮した位置とすること。 イ 緑化を図ることが可能な空地を確保し、かつ、磐梯山、猫魔ヶ岳、安達太良山、猪苗代湖等への眺望の妨げにならないよう、道路境界線からできる限り後退すること。 ウ 磐梯山山麓及び猪苗代湖湖畔においては磐梯山への眺望及び周辺の樹林の保存を考慮した位置とすること。 エ 行為地が歴史的建造物等の優れた景観資源に近接する場合は、景観の保全に配慮した位置とすること。 オ 行為地が猪苗代湖に近接する場合は、水際線を避けるような位置とすること、できる限り水際線から後退すること。
	規模	ア できる限り山の稜線又は樹冠から突出しない高さとするよう努めること。 イ 国道49号、国道115号等の幹線道路沿道においては、道路から磐梯山、猫魔ヶ岳、安達太良山、猪苗代湖等への眺望の妨げにならない規模とすること。 ウ 周辺の自然景観や町並みと調和するよう、工作物の分割等によって規模を調節すること。
	形態	ア 地域の景観の連続性を遮断し、違和感や圧迫感を感じさせるような形態を避けること。 イ 国道49号、国道115号等の幹線道路沿道においては、道路から磐梯山、猫魔ヶ岳、安達太良山、猪苗代湖等への眺望の妨げにならない形態とすること。 ウ 工作物を構成する部材数を整理し、すっきりとした形態とすること。
	意匠	ア 工作物全体としてまとまりのある意匠とすること。 イ 行為地が歴史的建造物等に近接する場合は、伝統的な意匠を継承し、又はこれと調和したものとすること。 ウ 歴史的な工作物の改築又は修繕に当たっては、工作物の材料の一部又は意匠の一部を保存し、又は再生することによって歴史的景観の保全に努めること。 エ 工作物とそれらに附属するさく等の表面には、施設の名称等を除き必要以上の広告、図面等の表示を行わないこと。 オ 広告物を掲出する物件の設置はできる限り避け、やむを得ず設置する場合は、規模を必要最小限にとどめるとともに、周辺の自然景観との調和に努めること。 カ 志田浜、三城潟等の観光・商業施設集積地及び国道49号並びに国道115号沿道においては、周辺の自然景観との調和に配慮するとともに、国際的観光地にふさわしい質の高い意匠とすること。
	色彩	ア 工作物の表面には、けげばけい色彩、高彩度の色彩等の不快感を与える色彩を使用せず、四季を通じて周辺の町並みや自然景観と調和した茶系、黒系等の低彩度の落ち着いた色彩を基調とすること。別途、基準色が定められている。 イ 工作物の表面に使用する色数を少なくすること。 ウ 地域の自然素材及び伝統的素材の持つ色彩に配慮し、周囲の色彩と対比的な色彩を使用しないこと。 エ 建築物に設置される工作物の色彩は、建築物本体及び周辺の自然景観との調和に努めること。 オ 志田浜、三城潟等の観光・商業施設集積地及び国道49号並びに国道115号沿道においては、周辺の自然景観との調和に配慮するとともに、国際的観光地にふさわしい落ち着いた色彩とすること。
	素材	ア 周辺の自然景観との調和に配慮した素材を使用すること。 イ 反射性の高い素材を使用しないこと。 ウ 地域の自然素材又は伝統的素材を使用するよう努めること。 エ 行為地が歴史的建造物等に近接する場合は、歴史的建造物等に使用されている伝統的素材又はこれと調和したものを使用するよう努めること。 オ 建築後、汚れや破損などによって景観を損なうことがないよう、耐久性、耐水性、退色性、エイジング効果等を考慮した素材を使用すること。
	敷地の緑化	ア 磐梯山等の山麓の樹林、猪苗代湖の湖畔林、長瀬川の河畔林、集落地における屋敷林及び沿道の樹林の保全を図ること。 イ 周辺の樹林との連続性や工作物との調和を図りながら、行為地内ではできる限り緑化し、周囲にさく等を設ける場合は、生垣等とするよう努めること。 ウ 樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、保存又は移植によって修景に生かすよう努めること。 エ 周辺の景観及び植生と調和するよう、できる限り地域に多く生育する植物の中から樹種を選定すること。 オ 高木、中木、低木、地被植物等の構成及び配置を効果的に行うこと。 カ 緑化を図ることが可能な空地を確保し、かつ、磐梯山、猫魔ヶ岳、安達太良山、猪苗代湖等への眺望の妨げにならないよう、道路境界線からできる限り後退すること。
開発行為 水面の埋立て 又は干拓	土地の形状	ア 地形の改変をできる限り少なくし、従来の地形を生かしたものとすること。 イ 景観形成上支障を生じる土地の不整形な分割又は細分化を行わないこと。
	土地の緑化	ア 行為地内ではできる限り緑化し、周囲にさく等を設ける場合は、生垣等とするよう努めること。 イ 樹姿又は樹勢の優れた樹木又は樹林がある場合は、保存又は移植によって修景に生かすよう努めること。 ウ 周辺の景観及び植生と調和するよう、できる限り地域に多く生育する植物の中から樹種を選定すること。 エ 高木、中木、低木、地被植物等の構成及び配置を効果的に行うこと。
	法面の概観	ア 長大な法面又は擁壁を生じさせないよう配慮すること。 イ 法面は、できる限りゆるやかな勾配とし、ランディング等によって周辺の起伏と滑らかに連続させること。 ウ 周辺の植生との調和に配慮した法面の緑化を行うこと。 エ 擁壁は、圧迫感のある垂直擁壁を避け、できる限り低いものとする。 オ 擁壁の表面は、周辺の景観と調和し、素材の特性を生かしたものとするとともにできる限り緑化に努め、描画等を行わないこと。
	その他	ア 調整池の建設、埋立て又は干拓に当たっては、護岸、堤防等を周辺の景観と調和するよう形態、素材、植栽等を工夫すること。 イ 行為地内に優れた景観を形成している樹林、河川等がある場合は、それらを保全し、修景に積極的に活用すること。
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	遮蔽	ア 行為地外からの出入口は、最小限に限定すること。 イ 行為地の周囲への樹木の植栽等によって、周囲の道路等からの遮へい措置を講ずること。
	跡地の形状	ア 長大な法面又は擁壁を生じさせないよう努めること。 イ 法面は、できる限りゆるやかな勾配とし、ランディング等によって周辺の起伏と滑らかに連続させること。 ウ 擁壁は、圧迫感のある垂直擁壁を避け、できる限り低いものとする。 エ 擁壁の表面は、周辺の景観と調和し、素材の特性を生かしたものとするとともにできる限り緑化に努め、描画等を行わないこと。
	跡地の緑化	ア 行為を終了したところから速やかに周辺の植生と調和した緑化を行うこと。 イ 主要な視点場及び幹線道路から見える場所での掘採又は採取は、できる限り行わないこと。やむを得ず行う場合は、主要な視点場及び幹線道路から見えなくなるよう、掘採又は採取の位置及び方法を工夫するとともに、規模を必要最小限にとどめること。 エ 行為地内に優れた景観を形成している樹林、河川等がある場合は、それらを保全し、修景に積極的に活用すること。
木材の伐採	伐採の方法	ア 管理上必要な場合を除き、木竹の伐採は行わないこと。やむを得ず行う場合は、道路境界線から後退した位置とし、択伐等により規模を必要最小限にとどめること。 イ 樹姿又は樹勢の優れた樹木又は樹林がある場合は、保存又は移植によって修景に生かすよう努めること。
	跡地の緑化	ア 伐採後の跡地は、植樹等により、植生の回復に努めること。 イ 主要な視点場及び幹線道路から見える場所での集積又は貯蔵は、できる限り行わないこと。やむを得ず行う場合は、主要な視点場及び幹線道路から見えなくなるよう、道路境界線から後退した位置とするとともに、規模を必要最小限にとどめること。 エ 集積又は貯蔵に当たっては、高さをできる限り低く抑え、整然と行うこと。
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	遮蔽	ア 行為地外からの出入口は、最小限に限定すること。 イ 行為地の周囲への樹木の植栽等によって、周囲の道路等からの遮へい措置を講ずること。

IV. まとめ

磐梯朝日国立公園の管理計画においては、風致景観の管理に関する許可、届出等取扱方針として、工作物、木材の伐採、広告物等の掲出、設置及び表示などの景観規制が定められているとともに、公園事業取扱方針として、道路、園地、宿舍などの景観規制が定められている。

また、福島県の景観計画では、磐梯山・猪苗代湖周辺を景観形成重点地域に位置づけ、届出対象行為等について景観形成基準に適合するものとして、きめ細かい景観形成施策を重点的に推進す

るものとされている。

今後は、こうした景観規制の効果などについて、住民や来訪者に対するアンケート調査などを通じて明らかにしたいと考えている。

謝辞

東北地方環境事務所と裏磐梯自然保護官事務所の方々には資料の提供及び使用の許可、ヒアリング調査等のご協力をいただき、心より御礼申し上げます。

引用文献

環境省自然環境局北関東地区国立公園・野生生物
事務所（1997）磐梯朝日国立公園出羽三山・
朝日地域管理計画書.

[http://www.env.go.jp/park/bandai/intro/files/
140603aa.pdf](http://www.env.go.jp/park/bandai/intro/files/140603aa.pdf)

環境省自然環境局北関東地区国立公園・野生生物
事務所（1997）磐梯朝日国立公園飯豊地域管
理計画書.

[http://www.env.go.jp/park/bandai/intro/files/
140603ab.pdf](http://www.env.go.jp/park/bandai/intro/files/140603ab.pdf)

環境省自然環境局北関東自然保護官事務所
（2004）磐梯朝日国立公園磐梯吾妻・猪苗代
地域管理計画書.

[http://www.env.go.jp/park/bandai/intro/files/14060
3ac.pdf](http://www.env.go.jp/park/bandai/intro/files/140603ac.pdf)

福島県（2011）福島県景観計画

[http://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/at
tachment/12439.pdf](http://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/12439.pdf)